

## 持続可能なまち、町田へ（環境的側面から）

### 調査研究支援業務委託仕様書（案）

この仕様書は、「持続可能なまち、町田へ（環境的側面から）調査研究支援業務委託」について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは町田市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

#### 第Ⅰ章 総則

##### （背景・目的）

「持続可能」という概念は、「持続可能な開発目標（SDGs）」と言い換えられて広く認識されている。2015年9月に国連総会での合意を経て、2016年1月から活動が開始された「SDGs」は、「経済・環境・社会」の各トレードオフを解消し、3つの側面から好循環やシナジー効果を起こすことで、将来の世代まで繁栄し続ける持続可能性を生むことを目指している。

町田市未来づくり研究所が以前実施した「町田市未来都市研究2050」では、将来的に収支不足や赤字自治体化の懸念を指摘した。これを受け2025年度は、「持続可能なまち、町田へ」というテーマで、まずは経済的に持続可能な都市を目指すため、必要な施策について調査研究を行った。地域経済の活性化につながる手段として、産業誘致や企業集積、団地の商業的利活用等について検討を行い、さらに職住近接の実現、多様な年代の就業等により、社会的な持続可能性につながることを言及した。

2026年度研究では、2025年度研究で取り扱わなかった「環境」の側面からのアプローチを考えたい。

町田市は1人あたりの都市公園面積・緑地面積も広いほか、市街化調整区域が市の約23.5%を占めるなど、都市の要素をもつ部分と自然を感じられるエリアが近いということは特徴・魅力のひとつであると捉えている。

一方で、現状は維持管理が行き届いていないエリアも多い。地域資源を守る=いまとある「緑」を手つかずのまま放置するのではなく、にぎわいを生み出す場所への転換や、地域と連動しての保全等、都市と自然がどのようにバランスを取れば「持続可能」となるのかを示したいと考える。

本調査研究では、まちの魅力向上に多分野で寄与する有用な地域資源「環境」の側面から、「持続可能なまち、町田」を目指すための具体的な施策を提言するための資料を作成することを目的とする。

なお2027年度以降は、2025・2026年度研究を踏まえ、社会的観点から「持続可能なまち、町田」を目指すことを考える。単身高齢者層の増加や町内会・自治会加入率の低下といったコミュニティが希薄化している背景を受けて、町田市がこれまでベッドタウンとして機能してきた背景にある「生活環境・住環境」についても、研究していきたい。生産年齢人口の維持、市民の交流をデザインする、多様な世代が集積できるような仕掛けづくり、脱炭素的な暮らしといった論点が予想される。このことも見据えて、2026年度の調査研究を進めていきたい。

##### （貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

##### （業務責任者）

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定める。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲の

承認を得る。

2. 業務責任者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。
3. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者にすること。

(作業計画)

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。

2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び業務責任者、その他必要事項を記載する。

(成果品の帰属等)

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。

2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。

3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遗漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(再委託)

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(疑義)

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

## 第2章 業務

### (業務内容)

#### 1. 具体的な研究課題の抽出

町田市で環境的側面での持続可能性を実現するために、現状分析から課題を抽出する。

現状把握については、関連する計画や構想、現在の取組について、庁内の関係部署との調整やヒアリングを行う。また必要に応じて、関係者を集めてワークショップ等を開催してもよい。

#### 2. 研究課題の整理・解決策の検討

「1. 具体的な研究課題の抽出」で示した課題について、解決策を検討するために、必要となる定量的・定性的な情報およびデータの収集・分析、要因分析等を行い、課題の整理を行う。

整理した課題について、多様な解決策の洗い出しと実現可能性の検討を行い、施策の方向性を構築する。例えば以下のような視点が考えられる。

- 市街化調整区域を地域の特性に応じて保全・活用の両面から整理し、特に活用の観点では既存の用途にとらわれず、エリア全体の価値向上を図る
- サーキュラーエコノミーによるモノづくりを推進して、地域内の資源循環を図る
- 地域資源を活用した体験型学習プログラムやワークショップを開発する
- 地域住民の参画のみならず、関係人口や企業等との連携による新たな担い手発掘の仕組みを構築する
- 尾根幹線道路の拡幅、小田急多摩線および多摩都市モノレールの延伸といった交通環境の改善による相乗効果で、地域資源の活性化を図る

なお、町田市の特徴や、背景・目的に記載した「持続可能なまち、町田」を経済的・社会的観点から検討した経緯等、町田市未来づくり研究所がこれまで実施してきた調査研究を踏まえること。

#### 3. 事例の成功要因等の分析・ケーススタディ

解決策につながる、もしくは類似した取組を実施している、国内外の先進的な事例を調査する（区域区分が定められている、かつ都市近郊の自治体が望ましい）。成功要因（企業・学校との連携、交通基盤の有無、地理的要因、歴史的背景、キーパーソンの存在、市長のリーダーシップ、市職員の資質、市民団体との協働、市民の巻き込み等）を分析し、背後にある法則や傾向を究明、当市で再現性があるのかを確認する。調査にあたっては、必要に応じて現地視察を行う。

#### 4. 有識者ヒアリング

行政機関・民間団体・学識経験者等にヒアリングを行い、幅広い意見を反映する。

#### 5. 効果的な手法の検討

上述の調査を受けて、中長期的に検討すべき項目、短期的に成果を出すべき項目の案を示す。

#### 6. 具体的な施策の提案

「5. 効果的な手法の検討」で示した項目の案をもとに、実施に係るコスト、見込める経済的効果、要する期間等を含めた具体的な施策案を提案する。他自治体の取組をそのまま流用せず、町田市独自の施策を打ち出す。

## 7. 研究成果の作成・発表

### (1) 研究成果報告書

業務内容に記載した項目ごとに整理された報告書を作成する。

### (2) 概要版

市民等に本調査研究を周知することを目的とした概要版を作成する。

### (3) 講演会の実施

研究成果を発表する場として講演会（対面開催、2027年2月または3月を想定）を行う。企画案の作成及び運営支援（開催準備と当日の運営支援、録画記録等の作成）を行うほか、効果的な周知を行い、集客に努める。

## 8. 甲との打合せへの出席及び記録の作成

乙は、委託業務の実施にあたり、会議（対面・リモート）、電話、電子メール等の方法を用い、随時連絡を取り、打合せ事項については、協議書及び打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

## 第3章 成果品

### (成果品)

乙は次の成果品を甲に提出する。電子データはDVD、CD-R等で提出すること。

1. 持続可能なまち、町田へ（環境的側面から）調査研究成果報告書 A4版 10部（紙媒体）

2. 持続可能なまち、町田へ（環境的側面から）調査研究概要版 300部程度を予定（紙媒体）

3. 講演会の記録（電子データ）

YouTube等で配信可能な映像データ

4. 上記成果品に係る一式（電子データ）

Microsoft Word, Excel, Power Point等の形式による編集が可能なデータ。調査事項の集計結果、分析結果データ、グラフ等（電子データ）

5. 打合せ資料及び議事録一式（電子データ）

6. その他関連資料一式（電子データ）

参考文献一覧、作成した図面・各資料の原典資料等

### (履行の報告)

乙は、契約期間内に成果品の甲への納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

## 第4章 契約期間

### (契約期間)

この契約期間は契約締結の日から、2027年3月31日までとする。

## 第5章 支払

### (支払)

甲は、乙から提出された成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、一括して支払う。

## 第6章 その他

### (環境により良い自動車利用)

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき次の事項を厳守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
3. 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。